

市営住宅入居要件等の緩和について

① 同居親族要件

【規則改正 令和8年3月2日施行】

【要綱制定 令和8年3月2日施行】

入居資格（世帯構成に係る要件抜粋）

旧制度

1. 原則、同居親族がいること。
2. ただし、高齢者（60歳以上）、身体・精神・知的障がい者、生活保護受給者、DV被害者等は単身入居可能。
3. 2の単身入居者が入居できる間取りは2DK以下又は30年以上経過した住宅。

新制度

旧制度 1.2.3に加えて、

エレベーターのない3階以上の住宅など、需要の低い特定の住戸においては、2の要件を満たさない60歳未満の単身者であっても入居可能とする。（※住宅困窮者に限る）

【対象団地】

（3階以上に限る）

（2階以上に限る）

5条東団地
3条西16団地美園団地
日の出北団地第2楓団地
東町団地

弥生ヶ丘団地

計7団地
343戸対象

② 入居承継制度

【運用要領の制定 令和8年2月5日施行】

承継可能者の主な要件

旧運用

1. 承継後の世帯収入が一定額を超えないこと。
2. 市営住宅の明渡し請求を受けていないこと。
3. 承継を受けようとする者が、1年以上同居している配偶者又は60歳以上の高齢者、身体・精神・知的障がい者、生活保護受給者、DV被害者等であること。

新運用

旧運用 3に該当しない者であっても、

- ・ 18歳未満の子と同居している者
- ・ 60歳以上の者又は障がい者と同居しこれを扶養している者
- ・ 世帯の収入が著しく低額である者
- ・ その他特別の事情により生活に重大な支障が生じることが明らかな者

上記いずれかに該当する場合は、新たな住宅困窮者を生み出さない観点から、特別な事情により引き続き居住が必要な者として、承継を認める運用とする。

新たに承継対象となる世帯例

（旧運用では退去勧告対象）

ケース① 2人世帯→単身世帯（低額所得者）



ケース② 4人世帯→3人世帯（18歳未満同居）

